

政令第 号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの」を「次に掲げる防火対象物又はその部分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの
- 二 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

消防法施行令別表第一(十五)項に掲げる防火対象物について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとする必要があるからである。

○ 消防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基準の特例）</p> <p>第三十一条 別表第一(十二)項イに掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについては、この節の第二款に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>2 次に掲げる防火対象物又はその部分</p> <p>— については、この節に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの</p> <p>二 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの</p>	<p>（基準の特例）</p> <p>第三十一条 別表第一(十二)項イに掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについては、この節の第二款に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>2 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるものについては、この節に定める基準に関して、総務省令で特例を定めることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十六条の五並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。)、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同じであるものをいう。))及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同じであるものをいう。))をいう。以下同じ。とする。

[新設]

一 防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

二 周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

2 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(次号において「畜産経営の用に供する部分」という。))の床面積の合計が千平方メートル以上(令第十条第五号に規程する無窓階にあつては、三百平方メートル以上)のもの、令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二條まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第一款から第六款までの規定

二 前項の畜舎等(前号に掲げるものを除く。))のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあつては、二十人以上)のもの、令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四条、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第一款から第六款までの規定

三 前項の畜舎等(前二号に掲げるものを除く。)) 令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定

3 第一項の畜舎等に対する令第二十七条第一項第一号及び第二項、第六条第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号ハ、第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの適用については、令第二十七條第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六条第六項第一号中「当該防火対象物の各部分」とあるのは「当該防火対象物の各部分(消防庁長官が定める部分を除く。))」と、第二十四條第五号二中「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。))の各部分」とあるのは「その階(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。))の各部分(消防庁長官が定める部分を除く。))」と、

第四項第一号へに掲げる部分を除く。))の各部分(消防庁長官が定める部分を除く。))」と、

<p>第二十五条の二第二項第一号ハ中「各階ごとに、その階の各部分」とあるのは「各階ごとに、その階の各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」と、第二十八条の二第二項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロ中「室内の各部分」とあるのは「室内の各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。</p> <p>4] 第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これらに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分は、令第二十七条の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。</p> <p>(防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例)</p> <p>第三十三条 令第三十一条第二項第二号の総務省で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「2 略」</p> <p>(免状の書換えの申請書の様式等)</p> <p>第三十三条の六 令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によって行なわなければならない。</p> <p>2 令第三十六条の五の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 写真</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの事由を証明する書類</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>「4 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例)</p> <p>第三十三条 令第三十一条第二項の総務省で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>(免状の書換えの申請書の様式等)</p> <p>第三十三条の六 令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によって行なわなければならない。</p> <p>2 令第三十六条の五の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 写真</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの事由を証明する書類</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>「4 同上」</p>
--	--

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(免状の書換えの申請書の様式)</p> <p>第五十二条 令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。</p> <p>2 令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの申請前六月以内に撮影した写真(正面、無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができない範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。))、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。)</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの事由を証明する書類</p> <p>[3] 略</p>	<p>(免状の書換えの申請書の様式)</p> <p>第五十二条 令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。</p> <p>2 令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの申請前六月以内に撮影した写真(正面、無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができない範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。))、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。)</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの事由を証明する書類</p> <p>[3] 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法施行規則第三十二条の三及び第三十条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定に基づき、畜舎等に係る基準の特例の細目を次のように定める。

令和四年 月 日

消防庁長官 内藤 尚志

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項に規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。

第二 特例を適用する畜舎等

一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定めるものは、次のいずれにも該当するものとする。

(一) 階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができる。

イ 二階部分が次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(ロ) あらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ロ 延べ面積が千五百平方メートルを超える場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十条第五号に規程する無窓階が存しないこと。

(ロ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のもに到達しうること。

(二) 居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの（畜産経営に関する執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。）であつて、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

イ 次に掲げる部分が存しないこと。

(イ) 不特定又は多数の者が利用する部分

(ロ) 仮眠その他の就寝の用に供する部分

(ハ) 多量の火気を使用する部分

ロ 居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。

ハ 次に掲げる構造を有するものであること。

(イ) 直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できらるものであること。

(ロ) 当該居室のあらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

二 当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理について権原を有する者と同一であること。

二 規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。

(二) 畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。

イ 不燃材料で造られたものであること。

ロ 内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。

第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目

一 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の令第二十七条第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次に定めるところによるものとする。

(一) 木造以外の平屋建てであること。

(二) 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

二 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第六条第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。

三 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十四条第五号ニ及び第二十五条の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分（当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。）とする。

四 規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。

(一) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられてお

り、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうち二以上のものに到達しうること。

(二) 畜舎等のあらゆる部分から(一)の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

五 規則第三十二条の三第四項の消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 渡り廊下その他これらに類する部分（以下「接続部分」という。）のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。

イ 主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものでないこと。

ロ 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

(二) 接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分の相互間の距離が六メートルを超えるものであること。

(三) 畜舎等の二以上の部分を接続する接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。

イ 不燃材料で造られたものであること。

ロ 直接外気に開放されているもの又は次の要件を満たす排煙口を設けたものであること。た

だし、煙が滞留するおそれがない場合は、この限りでない。

(イ) 直接外気に接し、常時開放されたものであること。

(ロ) 屋根又はこれに類する部分に設けられたものであること。

(ハ) 接続部分の長辺の三分の一以上の幅で高さ一メートル以上であること。

ハ 接続部分と畜舎等の二以上の部分との間に不燃材料で造った間仕切壁又は規則第三十条第一号イに規定する防煙壁を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。

ニ 通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。